



長野県報

9月1日(月)
平成15年
(2003年)
第1487号

目次

規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築管理課) 1

告示

- 千曲市、更級郡及び埴科郡の人口(情報政策課)24
- 平成3年長野県告示第591号(生活排水対策重点地域の指定)の一部改正(公害課)24
- 都市計画法に基づく都市計画の図書の縦覧(都市計画課)24
- 県道の路線変更(道路維持課)24
- 建築基準法に基づく区域の指定(建築管理課)25
- 建築基準法に基づく都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建物に係る制限(建築管理課)25
- 災害危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部改正(建築管理課)26
- 昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部改正(会計課)26
- 昭和62年長野県公営企業告示第3号(収納取扱金融機関の指定)の一部改正(総務課)27
- 昭和39年長野県教育委員会告示第9号(教科用図書の採択地区の設定)の一部改正(教学指導課)27
- 昭和60年長野県公安委員会告示第35号(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく公安委員会が別に定める地域)の一部改正(生活安全企画課)27

公告

- 一般競争入札(2件)(管財課)28
- クリーニング師試験の実施(食品環境水道課)30
- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(生活文化課NPO活動推進室)30
- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)31
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書の縦覧(8件)(産業振興課)31
- 平成15年度後期技能検定の実施(産業活性化・雇用創出推進局)36
- 一般競争入札(産業活性化・雇用創出推進局)38
- 土地改良事業の工事の完了(土地改良課)39
- 平成15年度における保安林の皆伐面積の限度(森林保全課)40
- 都市計画法に基づく都市計画区域の指定(都市計画課)41
- 都市計画法に基づく都市計画区域の変更(都市計画課)45
- 採石業務管理者試験の実施(河川課)47
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活保安課)47
- 道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施(東北信運転免許センター)48



建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布
します。

平成15年9月1日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第51号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次の
ように改正する。

第2条第2項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加え
る。

(定期報告の添付書類)

第7条 省令第5条第3項の規定により規則で定める書類は、建築
物定期調査票(様式第2号)とする。

2 省令第6条第3項の規定により規則で定める書類は、建築設備
等定期調査票(様式第2号の2)とする。

第38条第1項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

別表第1中「所在」を「所在地が平成15年8月31日において属し
ていた」に改め、「市町村の区域」の次に「(平成15年8月31日に
おける市町村の区域とする。)」を加える。

様式第2号から様式第3号までを次のように改める。

(様式第2号) (第7条関係)

建築物定期調査票

建築物の状況

(棟)

項目	総括所見
1 一般事項	
2 敷地関係	
3 構造関係	
4 防火関係	
5 避難関係	
6 衛生関係	

1 一般事項

調査項目	結果	概況
1 所有者及び管理者の変更の有無	有 無	
2 中央管理室の有無	有 無	
3 消防法の規定に基づく消防設備等の点検整備報告	済 未済	

2 敷地関係

調査項目	結果	概況
1 地盤 沈下による建築物の著しい沈下、傾斜等		
2 周囲の地形、擁壁その他 目視による傾斜、き裂、腐れ、ゆるみ等の有無、大きさ等		
3 避難通路及びその管理状況 避難階における避難通路の状況（物品等による通路の遮への有無等）		
4 進入口への接近 (1) 非常用進入口を設けた外壁面へ消防車が入れるか。また、進入口に障害はないか。 (2) 非常用昇降機との連絡		

3 構造関係

調査項目	結果	概況
1 基礎 沈下、き裂、欠損等による上部構造への影響		
2 土台 腐れ、欠損等による上部構造への影響		
3 主要構造部 (1) コンクリートのき裂及び脱落 (2) 鉄筋及び鉄骨の露出及び腐食 (3) その他腐れ、欠損、肌離れ及びゆるみ		
4 窓わく 腐朽、ゆるみ等による落下及びはずれのおそれ		
5 天井 (1) 大きなたるみ (2) つり木、野縁等下地材のはずれ等 (3) 仕上材のたるみ、き裂、肌離れ等によるはく落及び落下のおそれ		

6 外壁 (1) 石、モルタル、タイル等仕上げのはく落及び落下のおそれ (2) 帳壁及びガラスのはく落及び落下のおそれ		
7 広告塔、つり看板等 (1) 屋外に固定されたものの緊結状態(支持部の浮上り、腐食、ゆるみ等) (2) 各構成部材のゆるみ等		
8 煙突 (1) 煙突の傾斜、き裂、はく落等 (2) 支持金物の緊結状態		

4 防火関係

調 査 項 目	結 果	概 況
1 外壁の防火構造 (1) 延焼のおそれのある部分の防火構造に損傷はないか。また、その部分に防火上支障となる換気口、冷房用の穴等があげられていないか。 (2) 外壁付近の可燃物の堆積 (3) 開口部の防火戸は、特定防火設備又は特定防火設備以外の法第2条第9号の2の口に規定する防火設備となっているか。出入口の場合は円滑に開閉できるか。 (4) 防火戸の内外の防火及び避難の障害となる物品等		
2 防火区画、防火壁、界壁、間仕切壁及び隔壁 (1) 防火区画の面積並びに界壁、間仕切壁及び隔壁の位置 (2) 吹抜け、階段、エスカレーター等堅穴区画 (3) 防火区画及び防火壁に接する外壁の防火措置及び防煙措置 (4) 防火区画、防火壁、界壁、間仕切壁及び隔壁に損傷はないか。また、ダクト配管等の間げきの充てんが行われているか。 (5) 現在、使用されていない風道の防火措置及び防煙措置 (6) 防火ダンパーの防火及び遮煙性能		

<p>3 防火戸</p> <p>(1) 防火区画、避難階段等の開口部には、特定防火設備又は特定防火設備以外の法第2条第9号の2の口に規定する防火設備が用いられているか。また、防火及び防煙上支障がある変形等が生じていないか。</p> <p>(2) 防火戸の閉鎖を妨げる障害物等が置かれていないか。また、防火戸を開放し、又は閉鎖したとき、他階からの避難等の支障とならないか。</p> <p>(3) 円滑に閉鎖できるか。</p> <p>(4) 自動閉鎖機構の機能</p> <p>(5) 防火戸の開放方向</p>		
<p>4 内装材料及び仕上げ方法等</p> <p>(1) 内装材料及び仕上げ方法の適否</p> <p>(2) 室内装飾等が、建築物の各部分の機能の障害となっていないか。</p> <p>(3) スプリンクラー等の設備及び排煙設備を設けて内装制限を免除された場合は、これらの設備の状態</p>		

5 避難関係

調 査 項 目	結 果	概 況
<p>1 廊下及び通路</p> <p>(1) 廊下及び通路の幅員</p> <p>(2) 避難のための廊下及び通路の確保</p> <p>(3) 2方向避難の確保</p>		
<p>2 階段</p> <p>(1) 数及び位置</p> <p>(2) 幅員等の寸法</p> <p>(3) 物品等が置かれていないか。</p> <p>(4) 手すりの安全性</p> <p>(5) 階段の防火区画の防火及び遮煙性能</p> <p>(6) 内装材料</p> <p>(7) 出入口の区画のシャッター及び防火戸</p> <p>(8) 屋外階段の耐久性は十分か。また、階段に面して開口部が設けられていないか。</p> <p>(9) 特別避難階段の附室の構造及び機能</p> <p>(10) 特別避難階段の維持管理</p>		

<p>3 排煙設備（排煙機を有するもの以外のもの）</p> <p>(1) 法で義務付けられている場所に排煙設備が設置されているか。</p> <p>(2) 自然排煙口の位置及び開放状態</p> <p>(3) 自然排煙口の周囲の障害物</p> <p>(4) 手動開放装置の位置及び表示板</p> <p>(5) 手動開放装置の作動状態</p> <p>(6) 防煙壁の位置及び材料</p> <p>(7) 可動防煙壁の周囲の障害物</p>		
<p>4 とびら及び出口</p> <p>(1) とびらの開放方向</p> <p>(2) とびらの錠は内部から容易にあけられるか。</p> <p>(3) 屋外への出口</p>		
<p>5 非常用の照明装置(電池内蔵型のもの)</p> <p>(1) 法で義務付けられている場所に器具が設置されているか。</p> <p>(2) 器具に防災性能評定マークがついているか。</p> <p>(3) 光源の大きさ及び光色は器具の銘板記載値に適合しているか。</p> <p>(4) 器具の破損、変形及び腐食</p> <p>(5) 電球等の汚損</p> <p>(6) 風道、パイプ、看板、間仕切、家具等による照明の阻害</p> <p>(7) 分電盤の開閉器又は器具の点検用スイッチで予備電源に切り替わり点灯するか。</p>		
<p>6 非常用の進入口</p> <p>(1) 所定の位置に進入口が設けられているか。</p> <p>(2) 進入口の寸法</p> <p>(3) 外部からの開放は容易か。</p> <p>(4) 屋内に進入が容易に行えるか。また、進入後の消火活動が容易に行えるか。</p>		
<p>7 バルコニー、屋外通路等</p> <p>(1) 避難上有効なバルコニー、屋外通路等の管理</p> <p>(2) 避難器具の設置</p> <p>(3) 火煙に対して安全な場所に設けられているか。</p>		

6 衛生関係

調 査 項 目	結 果	概 況
1 採光 採光のための開口部の管理		
2 換気設備（定期検査対象外のもの） (1) 無窓の居室に換気設備が設置されているか。 (2) 劇場等の居室に換気設備が設置されているか。 (3) 火気を使用する室に換気設備が設置されているか。 (4) 自然換気のための開口部の管理 (5) 換気扇の作動状態 (6) 排気口及び吸気口の位置及び管理状態 (7) 火気を使用する室の場合、ガス設備等を用いるための必要換気量を満足する換気扇が設置されているか。	有 無 有 無 有 無	

- (備考) 1 結果欄には、A（適正なもの又は支障がないもの）、B（軽微な改善箇所があるもの）及びC（重大な欠陥又は改善箇所があるもの）の記号を区分に従い記入する（有無等の表示がある場合には、該当するものを○で囲む）こと。
また、概況欄には、検査結果がB又はCの場合に、その要点を簡潔に記入すること。
- 2 損傷の程度を示す必要がある場合には、損傷した箇所を撮影した写真を添付すること。
- 3 建築後初めて提出する際には、配置図（方位、敷地に接する道路、敷地内における建築物の位置及び調査建築物の棟番号を明示したもの）を添付すること。
建築物の位置に変更があつた際も同様とする。

(様式第2号の2)(第7条関係)

(建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む昇降機用)

建築設備等定期調査票

昇降機等の状況

検査項目	総括所見
1 エレベーター	
2 エスカレーター	
3 小荷物専用昇降機	
4 遊戯施設	

1 エレベーター

整理番号	停止階数	箇所	昇降路構造	造	
実測速度	上昇	m/min	下降	m/min	
調 速 機 試 験	かご側調速機		つり合おもり側調速機		
	型式				
	過速スイッチ作 動速度	m/min (定格速度の %)	結果	m/min (定格速度の %)	結果
	キャッチ作動速 度	m/min (定格速度の %)	結果	m/min (定格速度の %)	結果
	かご側非常止め		つり合おもり側非常止め		

非常止の試験	型式	(早ぎき、次第ぎき)	(早ぎき、次第ぎき)		
	レールの状態				
	非常止のロープ巻残り(WC)	巻 (mm)	巻 (mm)		
	非常止ロープの巻取り状態				
	かごの水平度	/300			
	ガバナーロープの状態				
絶縁試験			絶縁抵抗	結果	
	発・電動機回路	(300V以下・300Vを) 超えるもの	MΩ		
	制御回路	(150V以下・150Vを) 超え300V以下	MΩ		
	信号回路	(150V以下・150Vを) 超え300V以下	MΩ		
照明回路	(150V以下・150Vを) 超え300V以下	MΩ			
油圧式	直接式	常用圧力	加圧	常用圧力1.25倍	結果
	間接式	MP a		MP a	
検査項目				結果	概況
1 機械室検査					
(1) 機械室への通路及び出入口戸					
(2) 機械室の照明、換気、整備等					
(3) 手巻ハンドル					
(4) 受電盤及び制御盤					
(5) 乗場選択器					
(6) 巻上機					
ア ウォームギヤ					
イ 綱車					
ウ 軸受					
エ ブレーキ					
(7) そらせ車					
(8) 電動機					
(9) 電動発電機					
(10) 調速機					
2 かご室検査					
(1) かご室の周壁、天井及び床					
(2) かごの戸					
(3) かごの戸のスイッチ					
(4) 戸閉め安全装置					
(5) かご操作盤					
(6) 外部への連絡装置					
(7) 非常停止スイッチ					
(8) 用途及び積載量の表示					

<ul style="list-style-type: none"> (9) 過荷重検出 (はかり) 装置 (10) 停電灯 (非常灯) 装置 (11) 各階強制停止装置 			
<p>3 かご上検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 非常救出口 (2) 戸の開閉装置 (3) 錠外し装置 (4) 安全スイッチ (5) かごつり車 (2 : 1) (6) かごのガイドシュー (7) 主索及びロープ取付部 (8) 調速機ロープ (9) ガイドレール及びブラケット (10) つり合いおもり各部 (11) おもりのつり車 (2 : 1) (12) 上部ファイナルリミットスイッチ (13) 乗場の戸 (14) ドアー及びインターロックスイッチ (15) ドアー及びクローザー (16) 移動ケーブル及び取付部 (17) 昇降路周壁 			
<p>4 乗場検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 乗場ボタン及び表示器 (2) 非常解錠装置 			
<p>5 ピット検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緩衝器 (2) 調速機、ロープ及び張り車 (3) ピット床 (4) 下部ファイナルリミットスイッチ (5) かご (つり合いおもり) 非常止装置 (6) 非常止ロープ (7) つり合いロープ (チェーン) 取付部 (8) つり合いおもり底部すきま (9) 移動ケーブル及び取付部 			
<p>6 油圧エレベーター検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) プランジャー (2) シリンダー (3) 圧力配管及び高圧ゴムホース (4) 圧力計 (5) ポンプ (6) 油タンク及び油温 (7) 安全弁 (8) 床合せ補正装置 (9) プランジャーストッパー (10) 空転防止装置 (11) 頂部安全距離用リミットスイッチ 			

7 非常用エレベーター検査 (1) カゴ呼び戻し装置 (2) 非常運転 (一次及び二次) (3) 非常用標識及び表示灯 (4) 予備電源		
--	--	--

2 エスカレーター

整理番号		階 数	階 ~ 階		
	実 測 速 度	上昇 m/min	下降 m/min		
絶縁試験		絶 縁 抵 抗		結 果	
	電動機回路 (V)	MΩ			
	制御回路 (V)	MΩ			
	信号回路 (V)	MΩ			
	照明回路 (V)	MΩ			
	検 査 項 目	結 果	概 況		
1	機械室検査 (1) 機械室 (2) 受電盤及び制御盤 (3) 駆動機軸受ウォームギヤー (4) ブレーキ (5) 電動機 (6) 駆動鎖安全スイッチ及び非常ブレーキ (7) 駆動鎖装置 (8) 手すり駆動鎖歯車装置				
2	乗場 (上部) 検査 (1) くし板 (2) くし板及び踏板のかみ合い (3) ゴム手すり (4) ゴム手すりガード (5) 停止スイッチ (6) 起動 (昇降) スイッチ (7) 信号装置 (8) 踏板 (9) 防火シャッター連動スイッチ				
3	中間部検査 (1) 内側板 (2) 踏段ライザー (3) 踏段鎖 (4) 踏段レール (5) 踏段及びスカートガードのすきま				

- 4 乗場(下部)検査
- (1) くし板
 - (2) くし板及び踏板のかみ合い
 - (3) ゴム手すりガード
 - (4) 停止スイッチ
 - (5) 起動(昇降)スイッチ
 - (6) 信号装置
 - (7) 踏段鎖安全スイッチ

- 5 安全対策検査
- (1) スカートガードスイッチ
 - (2) ゴム手すり入り込口スイッチ
 - (3) 落下防止柵及び装置
 - (4) 三角部安全ガード

3 小荷物専用昇降機

整理 番号	実測速度	上昇		下降	
		m/min		m/min	
絶 縁 試 験		絶 縁 抵 抗		結 果	
	電動機回路 (V)	MΩ			
	制御回路 (V)	MΩ			
	信号回路 (V)	MΩ			
	照明回路 (V)	MΩ			
検 査 項 目				結 果	概 況
1 機械室検査					
<ol style="list-style-type: none"> (1) 機械室への通路 (2) 受電盤及び制御盤 (3) 巻上機 <ol style="list-style-type: none"> ア ウォームギヤー イ 綱車 ウ 軸受 エ ブレーキ (4) そらせ車 (5) 電動機 					
2 かが室検査					
<ol style="list-style-type: none"> (1) かが室の周壁及び床 (2) 積載量及び乗用禁止の表示 					
3 最上階出し入れ口検査					
<ol style="list-style-type: none"> (1) 主索及び主索の取付 (2) 上部リミットスイッチ 					
4 各階出し入れ口検査					
<ol style="list-style-type: none"> (1) 各階出し入れ口のわく及び戸 (2) 各階操作及び信号装置 (3) ドアスイッチ及びドアロック (フロアタイプ) (4) 戸開放防止ブザー 					

5 最下階出し入れ口検査 (1) 下部リミットスイッチ (2) ピット床 (3) つり合おもり底部すきま		
---	--	--

4 遊戯施設

遊園地名称				整理番号		
遊戯施設名称		電動機容量		V×KW×台 計 KW		
速度測定(最高)	上昇	m/min	絶縁地抵抗試験		抵抗値	結果
	下降	m/min		電動機主回路	MΩ	
	大回転	r.p.m		制御回路	MΩ	
	小回転	r.p.m		信号回路	MΩ	
	走行速度	km/h		接地抵抗	Ω	
				避雷針抵抗	Ω	
検査項目				結果	概況	
1 構造部関係検査 (1) 地盤 (2) 基礎 (3) アンカーボルト (4) 構造部材、支柱及びはり (5) 補助部材及び接合部						
2 軌道関係検査 (1) 走路、軌道及び水路 (2) 走路、受材、枕木及び道床 (3) 逆行防止装置						
3 機械装置(駆動装置)関係検査 (1) 減速機 (2) 接手装置 (3) クラッチ装置 (4) 軸及び軸受 (5) 歯車 (6) チェーン及び鎖車 (7) Vベルト及びプーリー (8) ロープ及びロープ車並びに駆動ドラム (9) 駆動車輪装置 (10) ベルトコンベア装置						

<p>4 油圧、空圧及び水圧装置検査</p> <p>(1) 油圧ポンプ及び油圧モーター</p> <p>(2) コンプレッサー装置</p> <p>(3) ポンプ(水)装置</p> <p>(4) 圧力調整及び制御装置</p> <p>(5) プランジャー及びシリンダー</p> <p>(6) 圧力容器</p> <p>(7) 配管関係</p>		
<p>5 制動装置検査</p> <p>(1) ブレーキ操作装置(リング機構)</p> <p>(2) 制動機本体(構成材)</p> <p>(3) ブレーキドラム及びプレート</p> <p>(4) 制動片(シュー)</p> <p>(5) 作動装置</p>		
<p>6 乗物関係検査</p> <p>(1) 客席部の外装</p> <p>(2) // 構造部材</p> <p>(3) // 取付及び止金具</p> <p>(4) // 連結器</p> <p>(5) // 囲い、窓及び手すり</p> <p>(6) // とびら、仕切棒及び掛金</p> <p>(7) 座席、もたれ、床及び安全ベルト</p> <p>(8) 車輪装置及び台車</p>		
<p>7 舞台検査</p> <p>(1) 舞台の床及び手すり</p> <p>(2) 床のすきま</p> <p>(3) 舞台の構造材</p>		
<p>8 電気装置検査</p> <p>(1) 電動機</p> <p>(2) 配線及び配管</p> <p>(3) 受電盤、制御盤及び操作盤</p> <p>(4) 給電線及び集電装置</p> <p>(5) 電圧計、電流計及び表示灯</p> <p>(6) 信号装置及びリミットスイッチ</p> <p>(7) 照明設備</p> <p>(8) 電飾設備</p> <p>(9) 放送設備</p> <p>(10) 避雷針</p>		
<p>9 運転装置検査</p> <p>(1) 操作器具</p> <p>(2) 信号設備</p>		

10 保安関係検査

- | | | | |
|------------------|--|--|--|
| (1) 乗降場、通路及び点検歩道 | | | |
| (2) 安全柵及び整理柵 | | | |
| (3) 機械室及び運転室 | | | |
| (4) 装飾物 | | | |
| (5) 非常用救出装置 | | | |
| (6) 定員及び注意事項の表示 | | | |

- (備考) 1 結果欄には、A (適正なもの又は支障がないもの)、B (軽微な改善箇所があるもの) 及びC (重大な欠陥又は改善箇所があるもの) の記号を区分に従い記入すること。また、概況欄には、検査結果がB又はCの場合に、その要点を簡潔に記入すること。
- 2 損傷の程度を示す必要がある場合には、損傷した箇所を撮影した写真を添付すること。
- 3 建築後初めて提出する際には、配置図 (建築設備等の位置を明示したもの) を添付すること。建築設備等の位置に変更があつた際も同様とする。

(昇降機等以外の建築設備等用)

建築設備等定期調査票

建築設備等の状況

検査項目	総括所見
1 換気設備	
2 排煙設備	
3 非常用の照明装置	

1 換気設備

検査項目	結果	概況
1 換気設備関係図書の保管		
(1) 建築確認通知書又は確認済証(換気設備に関する部分)	有 無	
(2) 前回の定期検査に係る書類	有 無	
(3) 換気設備のしゅん工図	有 無	
(4) 換気設備の設計計算書	有 無	
(5) 給気機、排気機、空気調和機、ボイラー、冷凍機、ポンプ等主要機器の試験成績書、性能表、曲線図及び取扱説明書	有 無	
(6) 高圧ガス製造許可申請図書又は高圧ガス製造届出図書	有 無	
(7) ボイラー、熱交換器又は高圧ヘッダーの設置許可申請届出図書	有 無	
(8) 危険物貯蔵所又は危険物取扱所の設置許可申請図書	有 無	
(9) ばい煙発生施設設置の届出図書	有 無	
(10) 特定施設設置届出図書	有 無	
(11) 特定建築物についての届出図書	有 無	
2 検査記録の保管		
(1) 主要機器に関する記録	有 無	
(2) 室内の温度、相対湿度、気流等環境測定検査に関する記録	有 無	

<p>3 保守管理の状態 保守管理は適切に行っているか。</p>		
<p>4 機械換気設備の性能検査 (1) 各系統毎の外気取入量 (排気量) (2) 各室の換気量 (排気量)</p>		
<p>5 防火ダンパーの検査 (1) 防火ダンパーの点検口及び検査口 (2) 防火区画と防火ダンパー間の風道の構造及び耐火性能 (3) 防火ダンパーの取付方法は適切か。また、貫通箇所は不燃材料で完全に埋められているか。 (4) 防火ダンパーの作動状態 (5) 防火ダンパーのヒューズの溶解温度 (6) 煙 (熱) 感知器の作動状態 (7) 煙 (熱) 感知器連動による作動状態</p>		
<p>6 機械換気設備の外観検査 (1) 外気取入ガラリ又は排気ガラリの大きさ及び位置 (2) 各室の給気口及び排気口 (還気口を含む。) の大きさ及び位置 (3) フードの大きさ、位置及び取付方法並びに排ガス等の吸込み状態 (4) フードの汚れ及び油溜りの保守管理 (5) 風道の空気漏れ (6) 風道の材料及び取付方法 (7) 風道が防火区画等を貫通するところの防火ダンパーの設置 (8) 給気機、排気機及び附属電動機の据付け方法 (9) 異常な騒音及び振動 (10) 給気機、排気機及び附属電動機の保守管理 (11) 換気扇による換気状態及び換気能力 (12) 中央管理方式の場合、機械換気設備の制御、作動及び監視の状態</p>		
<p>7 中央管理方式の空調設備の室内環境検査 (1) 室内の温度 (2) 室内の相対湿度 (3) 各室の温度及び相対湿度が遠隔で測定される場合、各検出器の設置状態 (4) 各室の炭酸ガスの含有率、一酸化炭素の含有率及び浮遊粉じん量</p>		

(5) 室内居住域の気流風速 (6) 室内に吹き出した気流の分布状態		
8 中央管理方式の空気調和設備の主要機の外観検査 (1) 空気調和機の据付け方法は適切か。異常な騒音、振動はないか。 (2) 空気調和機の内部の清掃及び点検が容易か。また、保守は適切か。 (3) 空気清浄装置の清掃、点検及び漏材の交換が容易で、その取付方法は適切か。また、保守は適切か。 (4) 電気ヒーターの取付及び管理状態 (5) 冷凍機、ボイラー、ポンプ及び冷却塔の保守管理 (6) ボイラー燃焼用空気の確保 (7) 冷却塔の据付け方法 (8) 空気調和設備の制御、作動及び監視の状態		

2 排煙設備

検 査 項 目	結 果	概 況
1 排煙設備関係図書の保管 (1) 建築確認通知書又は確認済証（排煙設備に関する部分） (2) 前回の定期検査に係る書類 (3) 排煙設備のしゅん工図 (4) 排煙設備機器の性能成績表	有 無 有 無 有 無 有 無	
2 検査記録の保管 (1) 予備電源切替装置作動試験記録 (2) エンジン駆動装置作動試験記録 (3) その他の検査記録	有 無 有 無 有 無	
3 保守管理の状態 保守管理は適切に行っているか。		
4 排煙口の外観検査 (1) 法で義務付けられている場所に排煙設備が設置されているか。 (2) 排煙口の大きさ及び位置 (3) 排煙口の周囲の障害物 (4) 手動開放装置の位置及び表示板		
5 排煙口の性能検査 (1) 手動開放装置の作動状態 (2) 排煙口の開放状態 (3) 排煙口の開放状態の保持及び振動による取付部への影響		

<ul style="list-style-type: none"> (4) 排煙口での排煙風量 (5) 煙感知器の作動状態 (6) 煙感知器連動による作動状態 (7) 中央管理室から排煙口を遠隔操作する場合、排煙口の制御、作動及び監視の状態 		
<p>6 防煙壁の外観検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防煙壁の位置及び材料 (2) 可動防煙壁の周囲の障害物 		
<p>7 防煙壁の性能検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 可動防煙壁の作動状態 (2) 煙感知器の作動状態 (3) 煙感知器連動による作動状態 (4) 中央管理室から防煙壁を遠隔操作する場合、防煙壁の制御、作動及び監視の状態 		
<p>8 排煙風道の外観検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 風道の取付方法及び断熱材 (2) 風道に接触する可燃物（材料、電線等） (3) 防火ダンパーの点検口及び検査口 (4) 防火区画と防火ダンパー間の風道の構造及び耐火性能 (5) 防火ダンパーの取付方法は適切か。また、貫通箇所は不燃材料で完全に埋められているか。 		
<p>9 排煙風道の性能検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 排煙風道の空気漏れ (2) 防火ダンパーの開放状態 (3) 防火ダンパーの作動状態 (4) 防火ダンパーの温度ヒューズの溶解温度 (5) 中央管理室から防火ダンパーを遠隔操作する場合、防火ダンパーの制御、作動及び監視の状態 		
<p>10 排煙機の外観検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 排煙機の設置状態 (2) 排煙機の基礎架台の固定状態 (3) 風道との接続部分の異常 		
<p>11 排煙機の性能検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 排煙機の起動 (2) 排煙機の回転方向 (3) 排煙機の能力 (4) 排煙機は排煙口の開放と連動して自動的に起動するか。 (5) 中央管理室から排煙機を遠隔操作する場合、排煙機の制御、作動及び監視の状態 		

<p>12 煙排出口の検査</p> <p>(1) 煙排出口の位置</p> <p>(2) 煙排出口の周囲の障害物</p> <p>(3) 煙排出口の雨仕舞</p>		
<p>13 自家発電装置の外観検査</p> <p>(1) 自家発電機室の管理状態</p> <p>(2) 潤滑油の状態</p> <p>(3) 燃料タンク及び冷却水槽の貯蔵量</p> <p>(4) 空気槽の圧力及びセル始動用蓄電池の状態</p> <p>(5) 各種の配管の状態</p> <p>(6) 発電気盤、自動起動盤等の状態</p> <p>(7) バルブ及びハンドルの位置は運転可能状態になっているか。</p> <p>(8) 工具類の整備状態</p>		
<p>14 自家発電装置の運転試験</p> <p>(1) 切替回路</p> <p>(2) 換気状態</p> <p>(3) 原動機の始動停止の状態</p> <p>(4) 運転中の油漏れ</p> <p>(5) 異臭、異音、異常な振動及び異常な発熱</p> <p>(6) 排気筒の破損又はき裂による排気漏れ</p> <p>(7) 計器及び継電器の作動状態</p> <p>(8) コンプレッサーポンプの作動状態</p>		
<p>15 直結エンジンの外観検査</p> <p>(1) エンジンが置かれている室の管理状態</p> <p>(2) 潤滑油の状態</p> <p>(3) 燃料タンク及び冷却水の貯蔵量</p> <p>(4) 始動用蓄電池の状態</p> <p>(5) 各種配管の状態</p> <p>(6) バルブ及びハンドルの位置は運転可能な状態になっているか。</p> <p>(7) 工具類の整備状態</p>		
<p>16 直結エンジンの運転試験</p> <p>(1) 原動機の始動停止の状態</p> <p>(2) 運転中の油漏れ及び水漏れ</p> <p>(3) 潤滑油の圧力及び冷却水の温度</p> <p>(4) 異臭、異音、異常な振動及び異常な発熱</p> <p>(5) 排気筒の破損又はき裂による排気漏れ</p> <p>(6) 計器及び継電器の作動状態</p> <p>(7) 電動機からエンジンへの切替</p>		

3 非常用の照明装置

検 査 項 目	結 果	概 況
1 電気関係図書の保管		
(1) 建築確認通知書又は確認済証(電気設備に関する部分)	有 無	
(2) 前回の定期検査に係る書類	有 無	
(3) 電気設備のしゅん工図	有 無	
(4) 自家用電気工作物関係申請図書	有 無	
(5) 消防法関係届出図書		
ア 電気設備設置届出図書	有 無	
イ 防火対象物使用届出図書	有 無	
ウ 消防用設備等届出図書	有 無	
エ 危険物貯蔵所又は危険物取扱所の設置許可の申請図書	有 無	
2 検査記録の保管		
(1) 照度測定記録	有 無	
(2) 停電検出予備電源切替装置作動試験記録	有 無	
(3) 絶縁抵抗測定記録	有 無	
(4) 接地抵抗測定記録	有 無	
(5) その他の検査記録	有 無	
3 保守管理の状態 保守管理を適切に行っているか。		
4 照明器具の外観検査		
(1) 法で設置が義務付けられている場所に器具が設置してあるか。		
(2) 器具に防災性能評定マークがついているか。		
(3) 光源の大きさ及び光色は器具の銘板記載値に適合しているか。		
(4) 器具の破損、変形及び腐食		
(5) 電球等の点灯状況		
(6) 器具取付箇所周囲の温度		
(7) 風道、パイプ、看板、間仕切、家具等による照明の障害		
5 照明器具の性能検査		
(1) 器具は、停電検出装置の操作で予備電源に切り替わり点灯するか。		
(2) 予備電源で30分以上点灯するか。		
6 照明測定 規定の照度の確保		

<p>7 分電盤の検査</p> <p>(1) 分電盤の整備状態</p> <p>(2) 不特定の人が触れるおそれのある分電盤の施錠</p> <p>(3) 開閉器は非常用の照明装置用と表示されているか。</p> <p>(4) 分電盤内の異常な温度上昇がないか。</p>	有 無		
<p>8 切替回路の検査</p> <p>(1) 常用電源が「断」の場合、予備電源への自動切替</p> <p>ア 蓄電池の場合は瞬時に切り替わるか。</p> <p>イ 復電時は自動で常用電源に切り替わるか。</p> <p>ウ 10秒始動の自家発電装置の場合は、10秒以内に切替え送電できるか。</p> <p>エ 別置蓄電池と自家発電装置の併用の場合、切替え及び時限</p> <p>(2) 電磁接触器等の発熱、異常音又は接点の摩耗</p>			
<p>9 蓄電池の外観検査</p> <p>(1) 蓄電池室の管理状態</p> <p>(2) 蓄電池の保守管理状態</p> <p>(3) 工具及び計器の管理状態</p>			
<p>10 蓄電池の性能検査</p> <p>(1) 蓄電池の充電電圧及び電流</p> <p>(2) 蓄電池の比重</p> <p>(3) 蓄電池の液温</p> <p>(4) 減液警報装置の機能</p>			
<p>11 充電器の外観検査</p> <p>(1) 充電器室の管理状態</p> <p>(2) 充電器の保守管理状態</p> <p>(3) 異臭、異音及び異常な発熱</p> <p>(4) 可動部分の作動状態</p>			
<p>12 充電器の性能検査</p> <p>(1) 計器の指示及び充電装置の設定値</p> <p>(2) 継電器の作動状態</p> <p>(3) 負荷電圧補償装置</p>			
<p>13 自家発電装置の外観検査</p> <p>(1) 自家発電機室の管理状態</p> <p>(2) 潤滑油の状態</p> <p>(3) 燃料タンク及び冷却水槽の貯蔵量</p> <p>(4) 空気槽の圧力及びセル始動用蓄電池の状態</p> <p>(5) 各種の配管の状態</p> <p>(6) 発電気盤、自動起動盤等の状態</p>			

(7) バルブ及びハンドルの位置は運転可能状態になっているか。 (8) 工具類の整備状態		
14 自家発電装置の運転試験 (1) 換気の状態 (2) 原動機の始動停止の状態 (3) 運転中の油漏れ (4) 異臭、異音及び異常な発熱 (5) 排気筒の破損又はき裂による排気漏れ (6) 計器及び継電器の作動状態 (7) コンプレッサーポンプの作動状態		

- (備考) 1 結果欄には、A (適正なもの又は支障がないもの)、B (軽微な改善箇所があるもの) 及びC (重大な欠陥又は改善箇所があるもの) の記号を区分に従い記入する (有無の表示がある場合には、該当するものを○で囲む) こと。また、概況欄には、検査結果がB又はCの場合に、その要点を簡潔に記入すること。
- 2 損傷の程度を示す必要がある場合には、損傷した箇所を撮影した写真を添付すること。
- 3 建築後初めて提出する際には、配置図 (換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る機械室の位置を明示したもの) を添付すること。機械室の位置に変更があつた際も同様とする。

(様式第3号) (第8条関係)

定期調査報告済建築物	
次回報告期限	年 月
この建物は、建築基準法に基づき、その状況を 年ごとに調査し、その結果を長野県に報告することになっています。	
所有者又は管理者氏名	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築管理課